

里庄町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年5月14日（火）午後1時50分から午後2時30分
2. 開催場所 里庄町福祉会館 2階 研修室
3. 出席委員 11人

出席委員及び欠席委員の番号、氏名

職名	番号	氏名	出欠の別	職名	番号	氏名	出欠の別
委員	1	岡村 咲津紀	出	会長職務代理者	8	平野 耕平	出
〃	2	高田 卓司	〃	委員	9	平野 俊一	〃
〃	3	高田 光國	〃	会長	10	吉田 龍平	〃
〃	5	辻田 樹市	〃	推進委員	1	遠藤 和宏	欠
〃	6	中務 智紀	〃	〃	2	大内 紀章	出
〃	7	仁科 義弘	〃	〃	3	神原 公子	〃

4. 欠席委員 1人

5. 議事日程

- 日程第1 議事録署名委員の指名
- 日程第2 会議書記の指名
- 日程第3 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の承認について
- 日程第4 議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見及び許可の承認について
- 日程第5 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見及び許可の承認について
- 日程第6 議案第6号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について（利用権貸借）

6. 会議の概要

議長 ただ今から令和6年第5回総会を開会いたします。

本日の出席委員は農業委員9名、推進委員2名の計11名であり、総会開催の定足数に達しております。総会は成立しております。

議事日程第1の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいてご異議ありませんか。

(異議なし)

それでは、5番辻田樫市委員、6番中務智紀委員にお願いいたします。

議事日程第2の会議書記の指名を行います。

本日の会議書記には農業委員会事務局職員の●●氏を指名いたします。

それでは、議事に入ります。

今回上程されています議案第3号農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の承認について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第3号についてご説明いたします。

整理番号は3でございます。

本件は、農地の所有権移転に係る農地法第3条に基づく所有権移転許可申請でございます。

譲受人●●●●さん、譲渡人●●●●さんです。

申請地は1筆、地目は畠、面積は654m²です。

本件は売買による農地取得で、二人の関係は他人です。

今回、譲受人が増反を目的に所有権を取得するため申請が行われました。

小作人の有無、全ての農地が耕作されるか、耕作に必要な農作業に常時従事するか、当該農地を継続的に利用することができるかどうかなど、許可要件は満たしていると思われます。

以上です。

議長 事務局からの説明が終わりました。

次に、現地調査の結果について●番●●●●委員よりご報告します。

● 番 申請地は●●分館に位置し、現在、耕作している状況です。

譲受人が増反を目的に申請がありました。譲渡人も管理が困難となっているということで、特に問題ないと判断します。

以上です。

議長 ただ今の事務局説明、農地法第3条の案件について、質問、意見等ございますか。

質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

許可することに賛成の農業委員の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、議案第3号、整理番号3は許可と決定します。

続きまして、議案第4号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見及び許可の承認について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第4号についてご説明いたします。

整理番号は、4でございます。

本件は、農地の使用目的の変更に係る農地法第4条に基づく申請でございます。

申請地は農業振興地域内の白地区域にあり、1筆、地目は畠、面積は27m²です。

申請者は高齢であり、管理もできていない状況であったところ、次の5条でも説明しますが、申請地の隣接地で露天駐車場整備のための造成が計画されており、その者から併せて造成を行うことが可能であるとの申し出があり、申請者としては今後の管理が不要となり、近隣にも迷惑がかからないような状態になることから申請が行われました。

以上です。

議長 事務局からの説明が終わりました。

次に、現地調査の結果について●番●●●●委員よりご報告します。

●番 申請地は●●分館に位置し、現在、耕作していない状況です。

隣接地への被害防除計画の内容ですが、土砂等の流出については、全体的にアスファルト舗装を行い、隣接地や水路の境界部分には擁壁を設置して、隣接地へ土砂が流出しないように計画されています。

雨水については、敷地内水路を整備し、既設水路に接続します。

生活排水については、露天駐車場ですのでありません。

近隣農地への日照及び通風については、露天駐車場ですので影響はない」と判断します。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、説明してください。

事務局 農地の区分は、第2種農地と判断しております。

転用目的は、露天駐車場の整備であり、適当であると考えます。

資力及び信用についてですが、隣地の造成に併せて隣地の申請者の負担において行われるものであるため、問題ないと考えております。

転用行為の妨げとなる小作権等の権利を有する者の有無でございますが、農地基本台帳を確認しても小作人等はいないため、存在しないと判断します。

許可を受けた後、遅滞なく、申請に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、申請者から聴取した結果、許可後速やかに施工したいとの事であり、問題ないと考えております。

申請に係る事業の施行について行政庁の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合においては、これらの処分がなされなかつた時又は処分の見込みがない場合は許可しないことになっていますが、これらの条件は該当しないと考えております。

申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は許可しないことになっていますが、本件は、申請書等の内容を確認したところ適正であると考えます。

転用が周辺の農地に係る営農条件に支障を及ぼすおそれがある場合には許可しないこととなっていますが、本件は特に支障がないと判断します。

また、今回の転用は、集団農地の分断には当たらないと判断します。
以上です。

議長 ただ今の事務局説明、農地法第4条の案件について、質問、意見等ございますか。

質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

許可することに賛成の農業委員の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、議案第4号、整理番号4は許可と決定します。

続きまして、議案第5号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見及び許可の承認について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第5号についてご説明いたします。

整理番号は、1でございます。

本件は、農地の使用目的の変更及び所有権移転に係る農地法第5条に基づく申請でございます。

譲受人●●●●さん、譲渡人●●●●さんです。

申請地は1筆、地目は畠、面積は683m²です。

今回、譲受人が事業用の露天駐車場の整備を目的に申請が行われました。
以上です。

議長 事務局からの説明が終わりました。

次に、現地調査の結果について●番●●●●委員よりご報告します。

● 番 申請地は●●分館に位置し、現在、耕作していない状況です。

隣接地への被害防除計画の内容ですが、土砂等の流出については、全体的にアスファルト舗装を行い、隣接地との境界部分には既設の擁壁が設置されており、隣接地へ土砂が流出しないように計画されています。

雨水については、敷地内に集水枠を設置し、既設水路に接続します。

生活排水については、露天駐車場ですのではありません。

近隣農地への日照及び通風については、露天駐車場ですので影響ないと判断します。

以上です。

議 長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、説明してください。

事務局 農地の区分は、第2種農地と判断しております。

転用目的は露天駐車場の整備であり、適当であると考えます。

資力及び信用についてですが、申請者は過去に違反転用を行ったことはなく、また、必要な資金額についても適当であると考えます。

転用行為の妨げとなる小作権等の権利を有する者の有無でございますが、農地基本台帳を確認しても小作人等はいないため、存在しないと判断します。

許可を受けた後、遅滞なく、申請に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、申請者から聴取した結果、許可後速やかに施工したいとの事であり、問題ないと考えております。

申請に係る事業の施行について行政庁の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合においては、これらの処分がなされなかった時又は処分の見込みがない場合は許可しないことになっていますが、これらの条件は該当しないと考えております。

申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は許可しないことになっていますが、本件は、申請書等の内容を確認したところ適正であると考えます。

転用が周辺の農地に係る営農条件に支障を及ぼすおそれがある場合には許可しないこととなっていますが、本件は特に支障がないと判断します。

また、今回の転用は、集団農地の分断には当たらないと判断します。

以上です。

議 長 ただ今の事務局説明、農地法第5条の案件について、質問、意見等ございますか。

質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

許可することに賛成の農業委員の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、議案第5号、整理番号1は許可と決定します。

続きまして、整理番号2について事務局より説明をお願いします。

事務局

整理番号は、2でございます。

本件は、農地の使用目的の変更及び使用貸借権に係る農地法第5条に基づく申請でございます。

譲受人●●●●さん外1名、譲渡人●●●●さんです。

お二人の関係ですが、家族です。

申請地は1筆、地目は畠、面積は178m²です。

今回、譲受人が自己住宅の建築を目的に申請が行われました。

以上です。

議長

事務局からの説明が終わりました。

次に、現地調査の結果について●番●●●●委員よりご報告します。

●番

申請地は●●分館に位置し、現在、耕作していない状況です。

隣接地への被害防除計画の内容ですが、土砂等の流出については、隣接地との境界部分に建築ブロックを設置し、盛土部分の崩壊により隣接地へ土砂が流出しないようになっています。

雨水については、雨水枡を設置し、既設水路へ接続します。

生活排水については、前面道路の下水道へ接続します。

近隣農地への日照及び通風の影響については、一般的な住宅ですので影響ないと判断します。

以上です。

議長

農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、説明してください。

事務局

農地の区分は、第3種農地と判断しております。

転用目的は、一般住宅の建設であり、適当であると考えます。

資力及び信用についてですが、申請者は過去に違反転用を行ったことはなく、また、必要な資金額についても適当であると考えます。

転用行為の妨げとなる小作権等の権利を有する者の有無でございますが、農地基本台帳を確認しても小作人等はいないため、存在しないと判断します。

許可を受けた後、遅滞なく、申請に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、申請者から聴取した結果、許可後速やかに施工したいとの事であり、問題ないと考えております。

申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分を必

要とする場合においては、これらの処分がなされなかつた時又は処分の見込みがない場合は許可しないことになっていますが、これらの条件は該当しないと考えております。

申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は許可しないことになっていますが、本件は、申請書等の内容を確認したところ適正であると考えます。

転用が周辺の農地に係る営農条件に支障を及ぼすおそれがある場合には許可しないこととなっていますが、本件は特に支障がないと判断します。

また、今回の転用は、集団農地の分断には当たらないと判断します。
以上です。

議長 ただ今の事務局説明、農地法第5条の案件について、質問、意見等ございますか。

質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

許可することに賛成の農業委員の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、整理番号2は許可と決定します。

続きまして、整理番号5について事務局より説明をお願いします。

事務局 整理番号は、5でございます。

本件は、農地の使用目的の変更及び所有権移転に係る農地法第5条に基づく申請でございます。

譲受人●●●●さん、譲渡人●●●●さんです。

申請地は1筆、地目は田、面積は669m²です。

今回、譲受人が露天駐車場の整備を目的に申請が行われました。

先程の4条の許可申請に関連する申請となっています。

以上です。

議長 事務局からの説明が終わりました。

次に、現地調査の結果について●番●●●●委員よりご報告します。

●番 申請地は●●分館に位置し、現在、耕作していない状況です。

隣接地への被害防除計画の内容ですが、土砂等の流出については、全体的にアスファルト舗装を行い、隣接地や水路の境界部分には擁壁を設置して、隣接地へ土砂が流出しないように計画されています。

雨水については、敷地内水路を整備し、既設水路に接続します。

生活排水については、露天駐車場ですのでありません。

近隣農地への日照及び通風については、露天駐車場ですので影響はないと言判断します。

以上です。

議長 事務局 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、説明してください。
農地の区分は、第3種農地と判断しております。

転用目的は露天駐車場の整備であり、適当であると考えます。

資力及び信用についてですが、申請者は過去に違反転用を行ったことはなく、また、必要な資金額についても適当であると考えます。

転用行為の妨げとなる小作権等の権利を有する者の有無でございますが、農地基本台帳を確認しても小作人等はいないため、存在しないと判断します。

許可を受けた後、遅滞なく、申請に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、申請者から聴取した結果、許可後速やかに施工したいとの事であり、問題ないと考えております。

申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合においては、これらの処分がなされなかった時又は処分の見込みがない場合は許可しないことになっていますが、これらの条件は該当しないと考えております。

申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は許可しないことになっていますが、本件は申請書等の内容を確認したところ、適正であると考えます。

転用が周辺の農地に係る営農条件に支障を及ぼすおそれがある場合には許可しないこととなっていますが、本件は特に支障がないと判断します。

また、今回の転用は、集団農地の分断には当たらないと判断します。

以上です。

議長 ただ今の事務局説明、農地法第5条の案件について、質問、意見等ございますか。

質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

許可することに賛成の農業委員の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、整理番号5は許可と決定します。

続きまして、整理番号6について事務局より説明をお願いします。

整理番号は、6でございます。

本件は、農地の使用目的の変更及び使用貸借権設定に係る農地法第5条に基づく申請でございます。

また、本件は、先月の農業委員会で審議・許可した申請地に係るもので

すが、許可後、使用貸借権設定で申請するところを所有権移転で申請していたことが判明したことから、その許可について計画を取りやめることとする「取止書」が提出され、改めて使用貸借権設定として5条申請を行うものでございます。

よって、権利に関する事項以外は全て先月の申請内容と同じです。

使用借人●●●●さん、使用貸人●●●●さん。

お二人の関係は、家族です。

申請地は1筆、地目は田、面積は288m²です。

使用借人が自己住宅の建築を目的に申請が行われました。

以上です。

議長 事務局からの説明が終わりました。

ただ今の事務局説明があったとおり、権利に関する事項以外は全て先月の申請内容と同じということで、現地調査の結果及び農地法に基づく農地転用許可の検討事項については、先月の委員会で既に報告がありましたので省略することとします。

ただ今の事務局説明、農地法第5条の案件について、質問、意見等ございますか。

質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

許可することに賛成の農業委員の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、議案第5号、整理番号6は許可と決定します。

続きまして、議案第6号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第6号についてご説明いたします。

整理番号は、7でございます。

里庄町長より、令和6年4月19日付けで農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認を求められています。

申請地は1筆、地目は畠、面積は79m²です。

設定を受ける者は●●●●さんで、設定を行う者は●●●●さんです。

農業経営基盤強化促進法第19条第4項の各要件は満たされていると考えますので、特に支障はないと思われます。

以上です。

議長 ただ今の事務局説明について、質問、意見等ございませんか。

(質問、意見なし)

それでは、議案第 6 号、整理番号 7 について、賛成の農業委員の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、議案第 6 号、整理番号 7 は、承認と決定します。

以上をもちまして、令和 6 年第 5 回総会を閉会いたします。